○相談窓口

各都道府県市の配偶者暴力相談支援センター (参考ホームページ)

内閣府男女共同参画局: http://www.gender.go.jp/ 配偶者からの暴力被害者支援情報:

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html

各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 (参考ホームページ)

警察庁:http://www.npa.go.jp/ 各都道府県警察の相談窓口:

http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm

○参考文献

『詳解 改正DV防止法』 南野知惠子他監修、ぎょうせい、平成16年

『配偶者からの暴力 相談の手引(改訂版)』 内閣府男女共同参画局編、国立印刷局、平成17年

『配偶者等からの暴力に関する事例調査』 内閣府男女共同参画局編、国立印刷局、平成14年

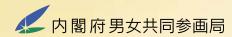


✓ 内閣府男女共同参画局 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

配偶者からの暴力の被害者対応の手引

~二次的被害を与えないために~

平成20年3月



● はじめに ●

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」は平成13年に成立し、平成16年及び平成19年に一部改正されました。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者が安心して相談できるようにするためには、被害者と直接接する職務関係者が、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分理解し、適切な対応をとることが重要となります。

本手引は、行政一般の窓口担当者等が、配偶者から暴力を受けた被害者に対応 するときの参考となるよう、作成したものです。本手引を有効に活用することで、 被害者の尊厳が守られ、一人でも多くの被害者が適切な支援を得られることを 心より期待します。

内閣府男女共同参画局

目次

- 1 職務関係者による配慮の必要性
- 2 問題のある対応の例
- 3 配偶者からの暴力の実態
- 4 暴力が与える影響
- 5 なぜ被害者は逃げないのか
- 6 対応のポイント
- 7 配偶者暴力防止法の概要

職務関係者による配慮の必要性

く法律、基本方針において以下のように規定されています。>

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13年法律第31号、平成16年·平成19年改正)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次頁において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力 の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
- ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)

第2-10 職務関係者による配慮・研修及び啓発<抜粋>

- (1)職務関係者による配慮
- ア 配偶者からの暴力の特性に関する理解

特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも 傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解 が不十分なため、被害者に対し、不適切な対応をすることで、被害者に更なる被 害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。

イ 被害者等に係る情報の保護

職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。

ウ 外国人等の人権の尊重

法が対象としている被害者には、日本在住の外国人(在留資格の有無を問わない。)や障害のある者等も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

問題のある対応の例

く被害者は対応者の心ない言動によってさらに傷つきます。>

【具体例】

(内閣府「配偶者等からの暴力に関する事例調査」** (平成14年)より)

- 相手の手のあとがついた状態で、役所に相談に行きました。「それは旦那さんの愛情があってやっていることよ」と言われました。本当は、その時にもうちょっと親身になっていただけたら、もっと早く家から出られたと思います。(30代)
- B 警察では、「夫婦のことだから、もう1回、家に戻って話し合ってください」と言われました。「殺されかけて出て来ているのに、また戻って殺されたらどうするの」と思いました。一緒に行ってくれた人が、「刃物で脅されてるのに、家に戻って、今度刺されたらどうするの」というふうに言ってくれましたが、「そうしたらすぐ、警察に電話してください」と言われました。(20代)
- ・弁護士会に、友人が私の手を引いて行ってくれました。けれども、担当の弁護士さんに「外国人は表現がオーバーなんじゃないの」とか、「人前でキスしたり、抱擁したりするように、かっとなったら、げんこつの1個ぐらい出てくるのは当たり前じゃないの」というようなことを言われて、「これが弁護士さんの対応なのか」と、面食らい、がっかりしました。(30代)
- **D** 調停委員の人に、とても理解がなくて、「暴力を振るわれたのは、あなたのほうにも悪いところがあったせいじゃないの」と言われたりしました。(50代)

【問題点】

被害の深刻な事態を理解していない。

●愛情とは、相手を大切にして、傷つけないことです。暴力は愛情ではありません。

被害者の安全確保を第一とする対応ができていない。

●被害者が望んでいないのに、 「加害者のところに戻る」 ことや「加害者と話し合う」 ことを勧めないでください。 危険です。

暴力を振るうのは当たり前 だという偏見で対応する。

●暴力を肯定する人には安 心して相談することがで きません。暴力を肯定する 発言は禁句です。

被害者にも落ち度があるという思い込みや暴力を肯定 する態度で接する。

●被害者には、暴力の責任は ありません。責められるべ きは加害者ですから、被害 者を非難するような言動 をしてはいけません。 国 福祉の窓口の対応というのが、その場所によってまったく違うんです。実家のあったところの福祉の窓口はすごく冷たくて、話も聞いてもらえない、生活保護の申請書すら書かせてもらえなかった。今住んでいるところは、まったく違っていて、初めからちゃんと話を聞いてもらえた。(30代)

- 「静めきれずに、公的なところをいくつも廻りました。でも、これといった救済はなくて、結局、順送り。たとえば、「なんとか相談」のところに行けば、「人権問題です」と言われ、人権擁護委員へ行くと、「それは母子の問題ですから、母子関係のほうへ行ってください」と言われる。(50代)
- 家を出る時、教育委員会に、「父親が暴力を振るうために転校するので、行き先を言わないで欲しい」とお願いしました。でも、教育委員会は、軽はずみにそれを夫に漏らしてしまいました。(50代)

調停のために、暴力の診断書をとりに、病院に行ったんです。それで、「とりあえず診断書の申込書には元の住所を書くけれども、実際にはここにいて、これは離婚調停に出すためのものですから」ということをメモで書いて、病院の受付の方に、「くれぐれもこの住所に送ってください」って伝えておいたのに、病院の事務の人が「その診断書をどういうふうに書いたらいいですか」と、よりによって、夫に電話したみたいなんです。(30代)

被害者の話を十分に聞かず 必要な支援を提供しない。

●被害者は様々な不安を抱えて相談に来ています。思いやりのある態度で対応し、必要な支援を提供してください。

関係機関を「たらい回し」に する。

●話を聞かずに他の機関を 紹介するのではなく、被害 者が困っていることや求 めている支援について十 分に聞いた上で、適切な機 関を紹介してください。

被害者の秘密の保持に配慮していない。

●被害者の行き先を加害者 に知らせることは、被害者 とその子どもの安全を脅 かすことになります。職務 上知り得た秘密は、第三者 に漏らしてはいけません。

事務的な対応をして、被害者の安全を脅かす。

●配偶者からの暴力は「ただの夫婦喧嘩」ではありません。対応者の言動によって、被害者の生命を危険にさらすこともあるということを忘れないでください。

4

※配偶者等からの暴力に関する事例調査

平成13年2月から3月にかけて、夫・パートナーから暴力を受けた経験を有する62人の女性から、直接、具体的な暴力の内容等について聞き取る形式で行われた調査。

配偶者からの暴力の実態

< 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。 >

暴力の形態

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

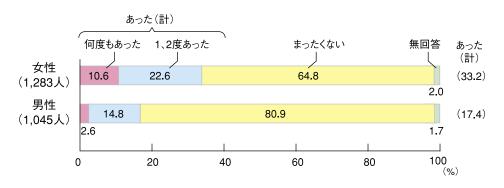
身体的暴力	殴ったり蹴ったりすること、物を投げつけること、突き飛ばすこと等
精神的暴力	人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること、 交友関係を細かく監視すること等
性的暴力	いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ 等を見せること、避妊に協力しないこと等

繰り返される被害

5

内閣府が平成17年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、「身体に対する暴行を受けた」人は女性26.7%、男性13.8%、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」人は女性16.1%、男性8.1%、「いやがっているのに性的な行為を強要された」人は女性15.2%、男性3.4%でした。「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』という人は、女性では10.6%、男性では2.6%でした。

図 配偶者からの被害経験 - 「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



(備考)内閣府[男女間における暴力に関する調査](平成17年)より作成

4

暴力が与える影響

<暴力は被害者だけでなく、子どもにも影響を与えます。>

■被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(post-traumatic stress disorder:外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

【PTSDとは】

地震や台風といった自然災害、航空機事故や鉄道事故といった人為災害、強姦、強盗、誘拐監禁などの犯罪被害等の後に生じる特徴的な精神障害ですが、配偶者からの繰り返される暴力被害の後にも発症することがあります。

PTSDの症状としては、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識的に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることなどがあります。

■子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることもあります。 また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターン から、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の改正によって、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たることが明確化されました。

子どもが配偶者からの暴力を目撃することによる心理的虐待だけでなく、配偶者からの暴力のある家庭に、身体的虐待などの児童虐待が存在している場合も多数あります。

■地域社会に与える影響

暴力は、被害者やその子どもに影響を与えますが、同時に、私たちが生活する社会に対しても影響を与えます。配偶者からの暴力は、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪です。

なぜ被害者は逃げないのか

<なぜ被害者は「逃げない」「逃げられない」のかを理解することが、この問題の本質を理解することにつながります。>

■なぜ逃げることができないのか

1 恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

2 無力感

被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

3 複雑な心理

「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

4 経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることができないこともあります。

5 子どもの問題

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。

6 失うもの

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

なぜ逃げないの?

今日はよく来てくださいましたね。 話をしてくれてありがとうございます。 つらかったでしょう。本当に大変でしたね。 あなたは悪くありません。悪いのは暴力を振るう相手です。 これからのことは、一緒に考えていきましょう。

···と対応してください。

6

対応のポイント

<被害者の心情に配慮し、対応者の心ない言動によって、被害者がさら に傷つくことのないようにしましょう。>

(1)配偶者からの暴力についての理解

配偶者からの暴力について、被害者の置かれている深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を理解することが重要です。

暴力は、加害者と被害者の間柄がどうであれ、決して許されるものではありません。「あなたにも悪いところがあったのではないか。」「どうして・・・しなかったのですか。」など、被害者の側に落ち度があると責めてはいけません。

(2)安全確保の優先

被害者の安全を確保することが、最優先課題です。相談を受けたときは、今、安全かどうかを最初に確認します(電話相談でも同様です)。帰宅後の安全確保についても話し合っておきます。

(3)被害者の意思の尊重

支援の最終目的は、被害者が自分の問題を解決できるような行動を、自分自身で決定できるようにすることです。対応者が思うように被害者が行動するとは限りませんが、こうした場合、被害者を非難してはいけません。被害者の意思を尊重することが大切です。

(4)秘密の保持・プライバシーの保護

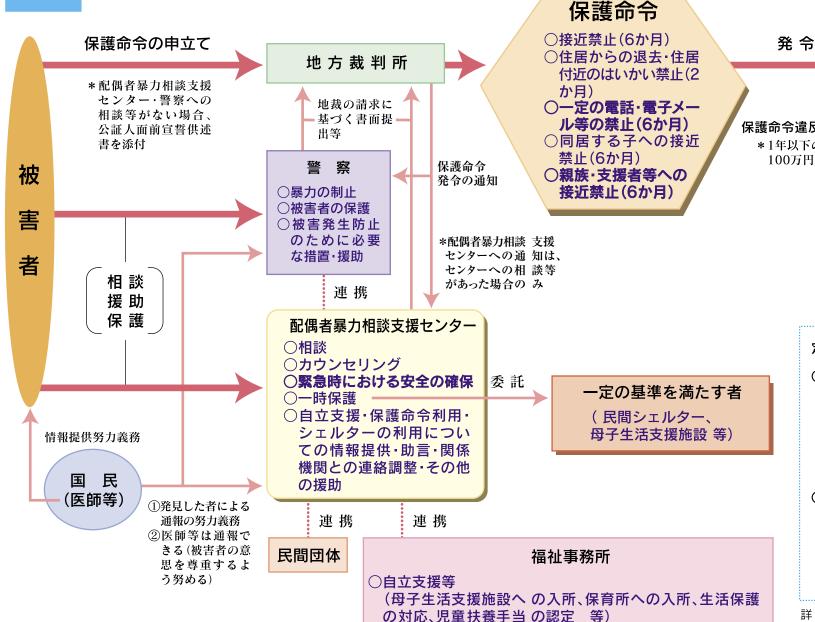
加害者のもとから逃げている被害者の居所等の情報が、加害者やその関係者に知られてしまうことで、被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことも考えられます。 対応者は秘密の保持を徹底する必要があります。

また、支援する際に知った事実を第三者に口外してはいけません。加害者の関係者が被害者の身内に成りすまして被害者の居所等を突き止めようとすることもあるので、被害者についての情報の管理には、細心の注意が必要です。

(5)必要な支援の提供・関係機関との連携

被害者の話を疑ったり、非難したりせずに、じっくり耳を傾け、必要な支援を提供することが重要です。被害者は様々な困難を抱えており、1つの機関だけで問題を解決することは困難です。必要に応じ、関係機関と被害者の安全確保に関して情報を十分共有した上で連携し、問題解決に当たることが必要です。適切な関係機関につながるよう、被害者が利用できる支援策について情報提供したり、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関や警察を紹介します。

配偶者暴力防止法の概要(フローチャート)



相手方

申立人の配偶者・ 元配偶者 (事実婚を含む)

保護命令違反に対する罰則

*1年以下の懲役または 100万円以下の罰金

定義「配偶者からの暴力|

- ○「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。 男性、女性の別を問いません。また、 離婚後(事実婚関係にあった者が事 実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- ○「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力と生命又は身体に対する脅迫を対象としています。

詳しくは、内閣府ホームページ (http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html)